

ASHIst申込者向け利用規約

株式会社YRK and（以下「当社」という）が提供する、フットケア出張サービス「ASHIst（アシスト）」（以下「本サービス」という）利用にあたり、利用申込者（以下「申込者」という）は、ASHIst申込者向け利用規約（以下「本規約」という）の内容を遵守するものとする。

1. 申込者は、当社が本サービスに基づく施術を、当社に直接登録しているフットケア施術者（以下「施術者」という）に委託することを了解します。
2. 当社が本サービスに基づく施術を委託する施術者は、原則として、当社が外部専門家に監修・設計を依頼した独自のASHIst施術者認定試験をクリアした施術者となります。
3. 本サービスに係る個別契約は、申込者のオファーに施術者が承諾した時に成立するものとなります。また、個別契約は、申込者と当社、当社と施術者の間で、それぞれ本サービスの実施業務の委託契約、再委託契約として成立するものとなります。
4. 申込者及び当社は、本サービスには医療行為（医業）に該当する内容は含まず、当社が医療行為（医業）を提供するものではないことを確認します。その施術内容は、当社が別途委託製作した施術者認定プログラムの中で定義されています。
5. 当社は必要に応じて申込者の集客活動のサポートを行いません。しかし、これは定数の確保を保証するものではありません。具体的には、既に実施した申込者の集客ノウハウの共有、告知物イメージの共有となります。その他、申込者の求めに応じたサポートを行いません。ただし、その過程で料金が発生する場合は、申込者と当社が協議して決めることとします。
6. 申込者は当社に、利用料金と施術にかかる消耗品代と施術者の移動交通費（実費）を、イベント実施10日前までに支払うものとなります。交通費は、施術者の出発地から申込者までの公共交通機関利用換算で算出するものとなります。施術者が自家用車を利用する場合も交通費を支払うものとし、この場合も公共交通機関利用換算で算

出します。

7. 申込者のオファーを施術者が承諾以降、変更・キャンセルできないものとし、当社は申込者に対する利用料金と施術にかかる消耗品代及び交通費の返金は、やむを得ない事情を除いて行ないません。予約が埋まらないためイベントをキャンセルする等の申込者都合の理由では、原則として当社は申込者に対する利用料金と施術にかかる消耗品代及び交通費の返金を行ないません。やむを得ない事情の場合は、申込者が当社に相談の上、対応を決めるものとします。やむを得ない事情は次を指します。戦争・暴動・騒乱・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電その他の非常事態により、サービスの提供ができなくなった場合。
返金対応を行なう場合は、当社は申込者から請求書を受領し、利用料金と施術にかかる消耗品代と交通費の返金対応を行ないます。ただし、振込手数料は申込者の負担とします。
8. 申込者は、施術者が施術できる環境を確保してください（必要な備品である椅子、足置き台、パーテーション、水洗設備等については、別途当社からご案内します）。ただし、施術に使用するフットケア器具・備品は施術者が用意します。
また、申込者はイベント実施日に施術者が到着するまでに、施術できる環境の準備を完了させてください。
9. 申込者は本サービス利用希望者（以下「利用者」という）の希望であっても、施術者が利用者個人宅に赴きフットケアをするよう促してはなりません。利用者からの依頼があった際は、当社に相談の上対応を決めるものとします。
10. 申込者は本サービス利用にあたり、施術者と連絡先交換をすることは可能ですが、直接契約をしてはいけません。必ず本サービスを通して依頼をしなければなりません。本項の違反が発覚した場合は、申込者は当社に対し、契約1件あたり10万円（税込）の違約金を支払うものとします。
11. 申込者は施術者に対して不適切な発言・態度がないようご注意ください。
12. 申込者は施術者に本サービス以外のことを依頼できません。

13. 施術者の拘束時間は、終日（6名までフットケアを行なう場合）は10:00～17:10、半日（3名までフットケアを行なう場合）は10:00～13:30、または12:30～16:00とし、いずれも施術環境準備・休憩・片付けを含みます。フットケア予約の空枠が生じた場合、申込者は、施術者を控室で待機させるか、即席のフットケア相談会（無料）を実施させるなどの対応を行なうものとします。
14. 施術者の承諾以降、当社の都合により実施が困難になった場合、当社は出張する施術者の変更等、申込者に不利益を生じさせないよう努力を行ないます。当社が「施術を実施できない旨」をイベント実施日の3日前までに申込者に連絡した場合は利用料金と施術にかかる消耗品代及び交通費を全額返金いたします。3日前までに連絡することができない場合は申込者に利用料金と施術にかかる消耗品代及び交通費を全額返金するとともに、違約金として1万円（税込）を申込者に支払います。
15. 本サービスで使用する「施術同意書」と「爪切り報告書」の原本は、申込者で管理をしていただきます。これらを紛失した場合、いかなる理由でも当社は責任を負いかねます。
16. 施術者によるフットケア施術（これに関連する一切の行為を含みます。17項において同じ）に起因して利用者に発生したケガ、体調不良等の心身の異常については、施術者が加入する保険の範囲で対応するものとし、範囲を超える場合は当社、施術者による対応とします。
17. 申込者は、施術者のフットケア施術に起因して、利用者から問い合わせやクレーム等があった場合、これを直ちに当社に連絡、通知します。当社は、事象に応じて当社もしくは施術者の責任と費用で対応するものとし、申込者はこれを予め了承します。
18. 申込者はフットケアに派生するビジネスを当社の了解なく行なわないものとします。フットケアに派生するビジネスとは在宅の患者さんや各種高齢者施設へのフットケアサービスの提供などを指します。
19. 申込者及び当社は、本サービスの利用により相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨明示した情報（以下

「秘密情報」という)を第三者に開示又は漏洩してはなりません。秘密情報には個人情報も含まれるものとします。

20. 当社は、申込者からお預かりした個人情報について以下の通り取り扱います。

- 1 ASHISTの登録を通じてお預かりする個人情報(以下、「個人情報」という)は、ASHISTのご案内、サービスの適正使用に関する情報収集および情報提供、各目的を遂行するために必要な事務連絡やサービスを行なうために利用いたします。
- 2 個人情報は、運営元である株式会社YRK andにて前号に従って利用し、法令等により開示・提供を求められた場合を除いて、業務委託先以外の第三者にご本人の同意なく開示・提供することはありません。
- 3 上記「①」および「②」の過程において、個人情報を複写する場合がございます。なお、お預かりした個人情報は返却できませんのでご了承ください。
- 4 個人情報のご提出は任意ですが、ご提出いただけない場合は、ASHISTのご案内ができない場合があることをご了承ください。
- 5 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求については、個人情報保護管理者までお申し出ください。請求の方法について回答いたします。

連絡先・個人情報管理者：株式会社 YRK and ASHIST事務局
お問い合わせ先(メールアドレス)：support@ashist.jp

21. 申込者及び当社は相手方に対し、現在及び将来にわたり自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し保証し誓約するものとします。また、当社は施術者及びフットケア団体が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを保証するものとします。

- 1 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫の言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行ない、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という)でないこと。
- 2 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- 3 反社会的勢力を利用しないこと。
- 4 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。

5 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

22. 申込者及び当社は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
23. 申込者及び当社は、相手方が21項各号に違反した場合、催告その他何らかの手続きも要することなく、直ちに個別契約を解除することができるものとします。その場合も、相手方に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。
24. 本規約は、社会情勢の変動、法令の変更、人件費の変動その他本サービスに関する一切の事情に鑑み、本サービスの安定的な継続のため必要な場合、申込者の承諾を得ることなく変更する場合があります。本規約の条項を変更する場合、当社は申込者に対し、1ヶ月前までに書面又は電子メールで通知するものとします。変更に関する異議がある申込者は、当該変更の開始日までに当社に対して異議を述べるものとし、異議がないまま本サービスを利用した場合は当該変更に同意したものとみなします。
25. 本規約に記載のない事項については、申込者及び当社協議の上対応を決定するものとします。

以上

2021年9月21日 制定

2023年6月20日 改定

2025年8月1日 改定

2026年3月23日 改定